

法科大学院における科目の開設予定状況の調査結果について 仮集計

司法制度改革推進本部事務局では、平成15年10月、新司法試験の選択科目の在り方についての検討の参考とするため、平成16年4月の法科大学院設置について認可申請(計画)中の72校に対し、開設を予定している授業科目及びその単位数(平成15年10月15日現在のもの)、新司法試験の選択科目に関する意見についての調査を実施し、72校から回答を得た(回答率100%)。

第1 開設を予定している授業科目及びその単位数について

調査対象の72校で開設を予定している授業科目については、同一の分野に属するものであっても科目名が異なっている場合が少なくないため、当事務局において分野ごとに分類し、同一の分野に属すると思料される科目については、同一の関連科目として集計した。

【概要】

基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の科目うち、知的財産法関連科目及び労働法関連科目については、ほぼすべての法科大学院(71校以上)で開設予定であるとの回答であった。これに続いて、多くの法科大学院(51校以上)で開設予定であるとの回答があった科目は、租税法関連科目、経済法(独占禁止法)関連科目、倒産法関連科目、国際私法・国際取引法関連科目(注)、環境法関連科目、消費者法関連科目及び国際公法関連科目であった。

基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の科目については、2単位以下の科目として開設予定であるとの回答が多かったところ、4単位以上の科目として開設予定であるとの回答が多かったもの(回答数が41以上のもの)は、国際私法・国際取引法関連科目(注)、知的財産法関連科目及び労働法関連科目であり、これに続いて多かったもの(回答数21以上のもの)は、租税法関連科目、経済法(独占禁止法)関連科目及び倒産法関連科目であった。

(注)「国際私法・国際取引法関連科目」には、「国際私法」、「国際取引法」、「国際民事法」などの回答を含む。

【具体的な集計結果】

基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の科目うち、開設予定であるとの回答が多かったもの(全回答数72)

(回答数71以上)

- ・知的財産法関連科目
- ・労働法関連科目

(回答数61～70)

- ・租税法関連科目
- ・経済法(独占禁止法)関連科目
- ・倒産法関連科目
- ・国際私法・国際取引法関連科目
- ・環境法関連科目

(回答数51～60)

- ・消費者法関連科目
- ・国際公法関連科目

(回答数41～50)

- ・ 法哲学・法理学関連科目
- ・ 民事執行・保全法関連科目
- ・ 英米法関連科目
- ・ 刑事政策関連科目
- ・ 社会保障法関連科目

基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の科目うち、4単位以上の科目として開設予定であるとの回答が多かったもの

(回答数 41 以上)

- ・ 国際私法・国際取引法関連科目(注)
- ・ 知的財産法関連科目
- ・ 労働法関連科目

(回答数 31 ~ 40)

- ・ 租税法関連科目

(回答数 21 ~ 30)

- ・ 経済法(独占禁止法)関連科目
- ・ 倒産法関連科目

(その他の科目は、回答数が20以下であった。)

(注)「国際私法・国際取引法関連科目」には、「国際私法」、「国際取引法」、「国際民事法」などの回答を含む。なお、「国際私法」又は「国際取引法」のいずれかのみを4単位以上の科目として開設予定であった回答は、いずれも10前後であったのに対し、「国際私法」及び「国際取引法」の双方を含む「国際私法・国際取引法関連科目」として集計した場合には、回答数が50を超えたものである。

第2 新司法試験の選択科目に関する意見

【回答の概要】

1 新司法試験における選択科目の在り方(総論)について

新司法試験の選択科目及びその試験範囲については、法科大学院のカリキュラムや教育内容を踏まえたものでなければならないとの意見が多く、司法試験の選択科目とするには、当該科目が多く法科大学院で開設されている必要があるとする意見が多かった。

新司法試験の選択科目は、実務的に重要であり、社会におけるニーズが高まっている分野の科目とすべきであるとの意見が多かった。

新司法試験の選択科目は、その範囲が明確であることが必要であり、体系化・標準化が進んでいる科目(体系書・教科書が多数存在する科目)が望ましいとの意見が多かった。

法科大学院の独自性や法曹の多様性にかんがみ、新司法試験の選択科目の科目数については、多くの科目(分野)を選択科目とすべきであるとの意見が多かった。

新司法試験の選択科目については、科目間の公平性を考慮すべきであり、難易度格差の調整等の措置も必要であるとの意見が多かった。

2 具体的な選択科目について

72校の回答のうち、新司法試験の選択科目について具体的な科目名を挙げた回答は、62であった。そのうち、特定の科目(分野)のみに関する意見を述べたものが12あり、その12を除く合計50の回答を集計したところ、そのうち半数(25)以上から新司法試験の選択科目とすべきであるとの意見が寄せられ

た科目は、次の7科目であった(数字は回答数)。

(合計回答数50のうち)

- ・知的財産法：47
- ・労働法：45(「検討する必要がある」とするもの1を含む。)
- ・経済法(独占禁止法)：38
- ・倒産法：36(「債権回収法(民事執行法・倒産法)」とするもの1を含む。)
- ・国際私法：34(「検討する必要がある」とするもの1を含む。)(注)
- ・国際法(国際公法)：29(「検討する必要がある」とするもの1,「選択科目となりうる」とするもの1を含む。)
- ・租税法(税法)：27(「検討する必要がある」とするもの1を含む。)

(注)「国際私法」の34の回答のうち、「国際私法」と回答したものが25(「検討する必要がある」とするもの1を含む。),「国際私法,国際取引法」と回答したものが5,「国際私法又は国際取引法」,「国際私法・国際取引法」,「国際取引法(国際私法)」,「国際私法のほか,国際取引法も選択科目となりうる」と回答したものがそれぞれ1であった。なお,この34の回答中には,「国際私法については積極意見だが,国際取引法については消極意見である」とするものが2あった。また,この34の回答のほかに,「国際取引法」と回答したものが5あった。

上記50の回答のうち,10科目以上の具体的科目名を挙げた回答は13(選択科目の科目数としては7~8科目程度がよいとする回答1を含む。),5科目以上9科目以下の具体的科目名を挙げた回答は33,4科目以下の具体的科目名を挙げた回答は4であった。

【具体的な回答内容(個々の科目に関する意見を除く。)]

- ・新司法試験の在り方については,既に司法試験管理委員会(法務省)がこの7月28日に「新司法試験実施に係る研究調査会中間報告」を公表しているところである。そして,それによると,新司法試験は法科大学院における教育内容を踏まえたものであること,選択科目は論文式で試験が行われ,その試験範囲については,法科大学院におけるカリキュラム編成等を踏まえて検討されるべきこと,選択科目については,公平性の観点から何らかの共通する基準が必要であり,また難易度格差を調整する方策について検討すべきこと,が指摘されており,さらに新司法試験の具体的内容に関する情報を早期に提供することで,新制度への不安を取り除くべきことが謳われている。以上の諸点は,いずれも重要かつ適切な指摘であると考えられる。なお,選択科目の種類・内容は各法科大学院の独自性にゆだねられるべき事項であるから,各法科大学院の教育実態を踏まえつつ,選択科目の数は厳格に絞り込むのではなく,同試験及びその採点の客観性・公平性に支障をきたさない範囲内で,比較的緩やかなものにする必要があるように思われる。今般の司法改革は,複雑・多様な現在社会に隅々まで法を行き届かせることをその理念としているが,各法科大学院は多くの種類の先端的・応用的科目を開講するものと予想される。そうであるなら,選択科目の数が絞られすぎること,上記のような新司法試験に関する基本的な考え方からしても適切ではないように思われる。
- ・新司法試験においては,法科大学院の教育カリキュラムを前提にした上で,将来の実務法曹が,法律実務の高度化,国際化に対応し,かつ,現代社会において発生している多様なリーガルサービスに対する需要に応えることができるように,一定数の法律科目を選択科目に指定すべきであると考えられる。
- ・法科大学院の使命と役割にかんがみ,新司法試験の選択科目としては,実務的に重要であり,社会におけるニーズが高まっている法律分野の科目が適切である。
- ・法科大学院,将来の法律家の多様性にかんがみ,多くの科目を選択科目とするの

が望ましい。現時点で科目の内容が安定していない科目を加えることは好ましくない。将来にゆだねるべきである。

- ・新司法試験は、法科大学院の教育内容を反映したものであるべきである。
- ・新司法試験の選択科目は、法科大学院修了後の法曹としての専門の多様性に合わせて多様性を持たせるべきである。法曹としてどのような分野で活躍しようとしているか、新司法試験の選択科目は、勉学の動機付けと深い関わりを持つ以上、社会のニーズに合わせその発展動向を見極めつつ決定されることを望む。選択科目として受験すべき科目数としては、プロセスで法曹を育てるという法科大学院の理念からして、ある程度の数が必要である。7～8科目のうち2～3科目を選択するのが適当であると考えられる。
- ・() 現行司法試験における選択科目の廃止は、その当時において極めて深刻であった司法試験の弊害を是正するという観点から、やむを得ない措置として位置付けられたものであったが、司法試験を受験する学生が試験科目とされた六法科目に偏重した履修を行う傾向を招くこととなった。その結果として、行政事件や労働事件など、実務上重要な法律問題に関する基礎的知識を習得する機会が実質的に失われ、また国際化や社会の高度化から生じる多様な法的ニーズに法曹が対応すべきであるとする時代の要請に逆行する危険を生じさせることともなった。さらに、これらの選択科目の廃止に際して、大学との事前の協議が十分でなかったことから、法学教育と司法試験との連携を図る上で必要な手続的配慮を欠いた点について強い批判が行われた経緯もある。このたび、新しい法曹養成機関として法科大学院を設置し、その教育と有機的に連携する新司法試験制度を設計するに当たって、選択科目試験の実施について積極的な検討が行われることは、今後期待される法曹の役割にかんがみて、極めて適切であると考えられる。また、かかる検討に際して、法科大学院開設予定校における開講科目の調査及びその意見の聴取が行われたことは、非常に重要であり、今後とも、司法試験の在り方の検討については、法科大学院との密接な意見交換が行われることを強く希望するものである。() 司法試験の選択科目については、次に掲げるような内容を有する科目であって、法科大学院において一般的に開講される科目を充てることが適当である。国民生活、企業の経済活動あるいは行政等の活動に日常的に密接な関連を有する基本的な法分野であって、その内容について既に確立した理解がある科目、今後、法曹が多様な領域で活躍し、国際化や社会の高度化・複雑化に対応した法的サービスを提供していく上で重要であると考えられる法分野であって、その内容について、一定程度、明確な理解がある科目。また、選択科目の候補となる科目は、おおむね法科大学院で開講される展開・先端科目に当たるが、これらの科目については、現段階では適切な教員の確保が難しい領域がある。したがって、選択科目の決定に際しては、法科大学院において一般的に開講されており、各法科大学院において相当数の受講希望者に対応できる科目であることに留意すべきである。ただし、カリキュラム編成については各法科大学院の個性を尊重する必要もあることから、必ずしもすべての法科大学院において開講されていることまでは必要でなく、また将来の状況の変化に合わせて、新たに選択科目を付け加えることができるような柔軟な対応が望ましい。() 選択科目試験の実施に際しては、次の点に留意する必要があると考えられる。必修科目試験とは異なり、選択科目試験においては、法的思考の基本的能力を試す必要はなく、もっぱら特化した法領域に関する理解を試すべきである。したがって、各科目の特性に応じた適切な出題形式を検討することが望まれる。また、過度に応用的な問題を出題するなど、受験生に過重な学習負担を強いることのないよう、配慮する必要がある。各選択科目が対象とする範囲の画定に際しては、公平性の観点から、選択した科目によって学習負担について大きな不均衡が生じないように配慮する必要がある。選択科目の出題及び採点については、公平性の観点から、各科目に共通する一定の基準を設定する必要がある。また、結果として、各科目間の出題に

において難易度の格差が生じることが考えられることから、それを調整する適切な方策についても、検討する必要がある。特定の選択科目の選択が、必修科目試験の受験にことさら有利となることのないよう、配慮する必要がある。必修科目の出題範囲は、基本的に科目の趣旨に基づき独自に決定されるべきであるが、特定の選択科目と重複しうる部分については、適宜調整することが必要である。

- ・新司法試験の選択科目は、必要な施策と考える。法律基本科目としての憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法のための試験科目とすると、各大学院の特色あるカリキュラムの授業科目を履修することなく修了して新司法試験を受けることになる。選択する科目を受験するために法律基本科目以外の学習をもすることとなるために必要な施策と考える。とりわけ、国際性と地域性とを備えた法曹養成が求められることから、その関係科目を新司法試験の選択科目として入れることができるからである。
- ・新司法試験の選択科目については、次の基本方針に基づき決定すべきと考える。
各法科大学院のカリキュラムにおいて高い割合で共通する科目であること。例えば、設置認可された法科大学院の90%以上で設置されている科目であること。
裁判等の実務において重要性が高い科目であること。多数の研究者が研究対象としている科目であること。つまり、理論化・体系化が進んでいる科目であること。
理論と実務の架橋という法科大学院での教育目標を実現する科目であること。
試験問題作成のノウハウの蓄積がある科目であること。例えば、旧司法試験で選択科目であったことや司法試験以外の資格試験の試験科目であるなど。
ただ、新司法試験は法科大学院での教育を念頭において実施されるべきで、論点中心の従来の試験とは異なることから、この点はあくまで参考程度とすべきである。
- ・選択科目については、多様な法曹を生み出すという点から見れば、できるだけ多くの科目を含めるべきであるとも思われる。しかし、教員数の多い大規模な法科大学院の場合には、多様な選択科目の講義を設けることが容易であるが、小規模な法科大学院の場合には、教員数が限られていることから、開設できる選択科目の数は限定されざるを得ない。したがって、選択科目の種類を決めるに当たっては、このような事情を考慮して、比較的多くの法科大学院が開設している講義の中から選択科目を決めるべきである。科目の中には、対象となる範囲が必ずしも明らかであるとはいえないものがあるので、各選択科目の範囲を明確化することが必要である。平成16年4月から法科大学院における講義が開始されることにかんがみれば、選択科目は可能な限り早期に決定していただきたい。
- ・選択科目の考え方としては、司法制度改革審議会意見書の方向でよいと考える。
選択科目は、六法科目と違い範囲が曖昧な傾きが見られる。この点で、いかなる内容が試験範囲となるか別途示すことが必要ではないか。また、できれば、試験の具体例も示してほしい。学生の勉強の都合もあり、できるだけ早く選択科目を公表すべきであると思う。選択科目は、論文式試験に止めるべきではないか。特に、短答式は負担になると思う。
- ・幅広い視野と学識の涵養を旨とする法科大学院の修了を前提とする新司法試験では、選択科目についてできる限り幅広い選択可能性を認め、受験すべき科目数も多くするべきである。
- ・新司法試験と法科大学院の教育内容の有機的連携の観点から、基本六法が新司法試験において必須科目とされるのは当然であるが、実務的に重要であり、社会におけるニーズが高まっている法律分野についても、新司法試験の選択科目とすべきである。また、法曹には幅広い専門的知識、柔軟な思考力、総合的把握力が必要とされることから、「基礎法学・隣接科目群」の科目のうち、体系書、教科書も多数あり、科目の概要の標準化が可能な科目を選択科目とするのが相当である。法科大学院におけるごく少数の科目を試験科目とすることは、それらの科目を必修科目化することにつながるとともに、試験科目のない科目群の空洞化につなが

る危惧がある。したがって、新司法試験の選択科目としては、法科大学院において設置される専門分野の科目をある程度幅広く選択対象とし、そのうち1科目を選択する方式が望ましいと考える。

- ・新司法試験の選択科目の領域に関しては、可能な限り広範な領域から選択できるように設定されるべきであると考えられる。
- ・新司法試験の選択科目については、法科大学院における選択科目の発展を阻害することがないように、選択対象の科目を幅広くすべきである。
- ・選択科目としては、将来、法曹（とりわけ弁護士）になったときに有用になるであろう科目を選択科目として設置することが必要であると考えられる。と同時に、その科目が一定の体系性を有し、学生が学びやすい科目であるという点も重要かと思う。と同時に、その科目が一定の体系性を有し、学生が学びやすい科目であるという点も重要かと思う。
- ・新司法試験の選択科目について、基本的にこれを設けることに対して否定的な見解と肯定的な見解に分かれた。まず、否定的見解では、プロセスを重視した法曹養成という法科大学院の理念からして、1年次から3年次の長期にわたって講義形式・演習形式・実務演習形式など多様な形で反復継続的に学習を積んだ法律基本科目以外に反復的プロセスの要素に乏しい展開・先端科目の分野から選択科目を設けることには疑問があり、また、もし法律基本科目以外の選択科目を設けることになれば、受験生の負担軽減のために司法試験科目から選択科目を外してきた過去の経緯と矛盾することになり、さらに、どのような選択科目を設けるかにも左右されるが、一般に小規模の法科大学院においては選択科目について教員スタッフの確保などの面で十分に対応できない可能性があってプロセス教育を経ない一発試験型の受験準備に陥る危険がある、といった意見が出された。これに対して、選択科目を設けることに積極的な理由として、法曹養成教育の多様性という法科大学院の基本理念やそれに基づいて展開・先端科目を設けた趣旨からすると、法律基本科目以外の法的素養の確保という見地から選択科目を設けるべきであり、また逆に選択科目を設けないのであれば、新司法試験の必修科目（法律基本科目）以外の科目が軽視されるおそれがある、との指摘がなされた。そして、選択科目を設ける場合には、5～6科目の中から1科目を選択させることにするとの意見であった。
- ・多様な法曹養成のために選択科目も多方面にわたることが望ましい。この場合、各科目間に不公平が生じないように、各分野の出題者による出題の難易度、採点基準などについての十分な打合せが不可欠である。
- ・選択科目は、第一に、裁判官、検察官、弁護士になろうとする者が、そのいずれになるにせよ、これからの我が国の司法を支える法曹として、少なくともその一つを履修することが必要とされ、それゆえ、通常各法科大学院において開講されることが期待される科目であるべきである。それがまた「法科大学院課程における教育」との有機的連携という観点のもとに行われる司法試験制度の趣旨にも合致する。したがって、一部の法科大学院のみが、その特色を出すものとして開講する特殊な先端科目は除かれるべきである。また第二に、当然のことながら必修科目である公法系科目、民事系科目、刑事系科目に含まれる科目は除かれるが、選択科目はまた、「専門的な法律分野に関する科目」でなければならぬから（司法試験法第3条第2項第4号）、隣接科目は除かれるし、基礎法科目も、特定の「法律分野」に関する科目とは言いがたいから、除くのが適当と思われる。第三に、「司法修習生の修習との有機的な連携」を考慮すると、これからの社会における法律実務にとっては重要であるが、司法修習の課程では、必ずしも十分に修得することが困難と予想され、司法修習を補充する意味をもつ科目を選択科目として定めることが望ましい。
- ・多様性を求める法科大学院構想からみて、新司法試験の選択科目もまた、特別法領域を中心として、各法科大学院のカリキュラムにほぼ共通する限り多様な分野

を試験科目とすべきであり、また、実定法に限定されるべきでないとする。とりわけ、法学未修者にとっては、法学既修者に比し、法律基本科目の修得だけでも相当な努力を要求されるというハンディを負っていることから、法学未修者がその有する様々なバックグラウンドを基盤として学習することのできる科目を選択科目に加えるべきであるとする。また、新司法試験の内容は、「法科大学院との連携を重視し、その教育内容を十分に踏まえた」ものである必要があることから、選択科目の試験内容についても、既存の判例・学説をそのまま適用すれば答えの出るような従来型の試験ではなく、未知・未解決の問題について、ありうるべき解決策を示させるような問題が望ましいとする。とりわけ、法学既修者については、その多くが法学部出身者であり、選択科目に属するような特別法領域についても、既に一定の知見を修得していることが多いと考えられるので、選択科目について従来型の試験を行ったのでは、法学未修者との間で不公平が生じるものとする。むしろ、反対に、法学既修者も、法学未修者が有するような様々なバックグラウンドについて、ある程度学習しておかないと対応できない出題とすべきだと考える。

- ・各法科大学院にどのような科目が置かれるのかということと、社会のニーズとを総合的に考慮しながら、具体的な選択科目を決めるほかないとする。
- ・これからの社会においてニーズの高い法分野を中心に選択し、加えて伝統的に設置されている科目を選択科目とすべきだと思う。
- ・法科大学院教育の目的の一つとして、多様・多彩な法曹を養成するという理念・視点があり、各法科大学院は、展開・先端科目等の分野において、それぞれその実現のため特色あるカリキュラムを設定している。このような観点から考えた場合、選択科目は、広範囲にするのが適切であると考えられる。一方において、あまり範囲を広げすぎても、試験の運用等において困難を生ずることが考えられるので、若干の絞りは必要かと思われる。今後の社会のニーズ、法曹の役割や使命、各法科大学院におけるカリキュラムの設定などを考慮に入れながら、決定せざるを得ないとする。一つの視点として、どこの法科大学院でも共通に設置している選択科目群の中から数科目（例えば「選択科目A」と、特色ある科目群の中から数科目（「選択科目B」）を選び、2科目を課すという方法も考えられる。
- ・新司法試験の選択科目は、実務基礎科目（法律に関するものに限らない）を選択必修科目とし、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を広く自由選択科目とすべきである。どこの法科大学院でも実務基礎科目（クリニックなどを含め）の教育に重点を置いたカリキュラムを組んでおり、また理論と実務を架橋する法科大学院の理念から考えても実務基礎科目は選択必修科目とすべきである。このことを強く要望する。
- ・選択科目が多すぎると、試験の運営上困難を生ずるおそれがあるが、逆に、少なすぎると、法科大学院によっては学生の選択肢が不足するおそれがあるので、目安としては8科目前後とするのが適切である。多くの法科大学院で開講されている科目であることが望ましい。ただし、学生の選択肢が十分確保されている限り、すべての法科大学院で開設されている科目であることを条件とする必要は必ずしもない。伝統的な法分野と先端的な法分野のバランスに配慮することが望ましい（先端的な法分野も多少入れることが望ましい。ただし、との兼ね合いに配慮されたい。）。先端的な法分野については、適切な出題を継続できるかという観点から、科目としての成熟度に留意する必要がある。例えば、過度に専門的・技術的すぎて難しすぎる法分野、標準的な内容がまだ不確定な法分野、判例が非常に少ない法分野などは、避けることが望ましい。周縁が不明確な法分野や領域が非常に広い法分野であっても、明確な基準で出題範囲を限定することができるならば、選択科目として不適切とはいえない。
- ・新司法試験の必修科目ならびに内容・形式が必ずしも明らかになっていない段階で、選択科目を具体的に選定することは困難であるが、必修試験科目が公法・民

事法・刑事法分野の基本的な知見を考試するものであると前提した場合、選択科目はそれ以外の分野から選定されるべきことは多言を要しないし、また、法曹資格に関する試験である司法試験の一部であることに照らせば、選択科目試験が必修科目と同様に基本的な法律的素養ないし思考力を考查するにふさわしいものであることも、また当然である。選択科目だからといって、いたずらに特殊分野の技術的知見を問うものであってはならない。

- ・新司法試験の必修科目が法科大学院における法律基本科目で履修すべき科目であるのに対して、選択科目は、各法科大学院において独自に構想する展開科目、先端科目において学生が履修することを予定する科目から選ばれることになる。このいわゆる展開科目、先端科目は、まさに各法科大学院の独自性を発揮する場であり、ここに設置される科目は必然的に多種多様なものとならざるを得ない。新司法試験が原則として法科大学院での学修の達成度を見る試験であるという性質を持つことにかんがみると、各大学が設置を予定する科目を調査検討した上で、従来にない多様な科目を選択科目として用意するということも考えられるが、試験実施に際して物理的にも非常に困難である上に、受験者をいたずらに混乱させることも危惧されるばかりか、試験の公平性の観点からも問題があると考えられる。そこで、新司法試験の選択科目としては、現代のニーズに応じた多様な法曹を生み出すという法科大学院設置の本来の役割とそこでの学修成果を検証する新司法試験の位置付けという観点と試験における公平性という観点を考慮して、現代社会で活躍する法曹に必要と思われる法的学識の諸分野のうち、その内容が一定程度標準化されている分野に限定するのが適当と思われる。
- ・新司法試験科目としては、法的な考え方が身に付いているか否かを審査することができる科目を採用すべきであると考え。たとえ今時社会的に注目されている法律科目であっても、その科目に一貫したディシプリンがなく、講義担当者によって内容が異なることが予想される科目は司法試験科目として適格ではないと考える。
- ・これからの法曹が特に備えておいたほうがよいと考えられる科目群を選択科目とすべきである。
- ・法律基本科目の延長線上の科目が望ましいと考える。
- ・周辺分野ではあるが法曹にとって基本的な科目、及び時代の要請を受けて発展してきた分野の科目を選択科目として設定すべきである。一方、重要性は否定できなくとも、その範囲が明確ではなく、法律学と直結しない学識を相当程度必要とするものは、試験科目としての設置は疑問である。
- ・新司法試験は、法科大学院という法律と実務に架橋した法曹養成教育の後に、位置するものであり、従来の司法試験とは全く異なった考え方が必要である。しかし、司法試験改正法は、従来どおり、短答式試験、論文試験という構成を踏襲し、試験という点で判断しようという意識が拭い去れていない。司法制度改革審議会でも議論されてきた、点における選抜を排するという考え方に反するものであり、極めて遺憾である。短答式試験は、数年後に廃止すべきである。また、論文試験も、選択科目の復活という極めて試験偏重主義の考え方が採用されており、これも如何である。このことにより、学生たちは、試験を意識した科目として選択科目を履修することになり、ここにまた試験偏重という弊害が生じることになる。また、選択科目間での問題の難易度の差により、評価としての困難な問題も生じうるのであるから、選択科目という試験科目自体に問題がある。よって、この選択科目についても、数年後に廃止することを検討すべきである。法科大学院では、司法制度改革の精神に基づき、法律と実務とを架橋する法曹養成を行っているのであるから、法科大学院修了後の新司法試験の内容が負担となり、それに学生達が意識を奪われ、本来の法科大学院の目指すべき法曹養成教育が損なわれないように、考える必要がある。したがって、選択科目は、極めて狭い範囲を限定すべきであり、極めてオーソドックスな展開科目の範囲内にとどめ、先端科目等にま

で無用に選択科目の範囲を広げるべきではない。

- ・法科大学院における法学教育目的からして各大学が多彩な展開・先端科目を準備していることが予想され、またそれらの科目についても内容の重点が担当者の専門性との関わりで、同じ科目名であっても同一内容の教育がなされているかどうかは分からない。そうした科目の中からどのような科目について新司法試験における選択科目として採用するか、またどのようなないような試験を行うのかについては、まず新司法試験における選択科目の位置付けをどのようなものとするかが議論されなければならない。新しい法曹像としていわゆる「展開科目」や「先端科目」の何れかの知識が法曹に絶対必要なのか、各自が自分の努力によって身につけるべき知識なのかという点である。前者であるとするれば、そうした知識の有無を確認する意味で試験科目として導入する必要があるし、そのことについて専門家としての認定に持っていくことが望ましい。しかし後者であるとするれば、新司法試験は基本法律科目について実施することで、その他の領域については実際に仕事に就いてから各自が専門的知識を得るための研修を受けることが望ましく、法科大学院がその研修に一役買うということもあり得る。試験科目に取り入れる場合、その科目の内容について各法科大学院の力の入れ方や教育方法にも差が生じること、今後グローバル化の流れの中で新たな法領域が形成され法律間の垣根が不明瞭になることが予測され、試験科目としてどの範囲を取り上げるか受験生にとって不公平感を抱かせることになりかねない。そのことは結局、余分な試験対策を法科大学院生に強いることとなる。また、選択試験科目を増やすことで多様な選択を受験生に可能にしたとすると、かえって安易な科目に受験が集中することになり、選択科目を新司法試験に置く意味が薄れることにつながる。そうした状況を考慮すれば、新司法試験には選択科目を設けない選択肢が望ましいのではないだろうか。選択科目としては、おそらくこの法科大学院においても科目が置かれるであろうと予測され、また今日的に見て実務紛争が比較的多く存在する分野の科目が望ましいと考える。しかし、そのような科目が試験科目とされる場合であっても、法科大学院間で各科目の内容について共通の認識がなければならない。その意味からすれば、その試験範囲についてはある程度限定的に扱わざるを得ないことになりかと思われる。
- ・司法制度改革審議会意見書は、司法制度改革の目的として、法の支配の理念に基づき、公正な法的ルール・原理に基づいて判断を示す司法部門を強化すべきことを説き、その一環として、人的基盤の拡充（専門的知識を有するとともに、十分な職業倫理を身に付けた法曹の養成）を掲げている。これによれば、公法、民法、刑事法の主要3領域はもちろん、それに関連する法領域に関する紛争解決能力を備え、国民のニーズに応える能力を擁する法曹を養成することは重要な課題である。この観点に立って、新司法試験における選択科目の在り方を検討すべきである。
- ・（ ）選択科目の内容は、現代社会のニーズに対応し、その分野での法曹育成が重要課題と思われる分野の科目、試験科目として、客観性・公平性が保たれるように、ある程度内容上一定の共通理解がある科目とすべきである。（ ）選択科目の設置数については、多様な科目を設置すべきであり、現代社会の様々なニーズに応える多様な法曹を養成する必要がある、選択科目がごく少数だと、その勉強に特化してしまい多様性が育たない。（ ）試験内容は、細かな解釈技術ではなく、当該法的紛争の基本的論点、解決の在り方、立法政策などを問う骨太の問題が望ましい、できるだけ早く出題方針（出題範囲、試験で問う力）を公表すべきである。（ ）試験科目全体の中での比重は、公法系 200 点、民事系 300 点、刑事系 200 点、選択科目 100 点とすべきである。
- ・（新司法試験に関する意見）論文式試験の方法については、いわゆる融合問題の形式で出題されるよう希望する。例えば、公法系についていえば、憲法と行政法の両法にかかわる問題とするなど。短答式試験による一次評価の在り方につ

いては、全科目総合の「合格に必要な成績」により判定することに加え、科目ごとの最低ラインを設定する意見に賛成する。論文式試験と短答式試験との配点割合については、4：1程度とするのが適当と考える。

- ・新しい司法試験制度においては、できるだけ幅広い選択科目の中から受験生が受験科目を選ぶことができるようにすることを要望する。今回の司法制度改革の根幹部分ともいえる法曹養成制度改革において目指されたのは、1回の司法試験という「点」のみによる選抜から、法科大学院における「プロセス」を重視した法曹養成への転換であった。ここから、司法制度改革審議会最終答申においても、司法試験も、「法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべき」とされている。来年度からの開校をめざして準備を進めている多くの法科大学院においては、基本的な法律知識の素養を養う「法律基本科目」や、より実践的な法実務の在り方を学ぶ「実務科目」に加えて、基礎法科目や先端的な科目を盛り込んで、創意工夫あふれる個性的なカリキュラムが準備されている。新しい司法試験が「法科大学院の教育内容を踏まえた」ものとなるためには、そこでの試験科目は、基本的な六法科目にとどまらず、全国の法科大学院のカリキュラムの動向も踏まえて、多様な選択科目を含んだものとする必要がある。選択科目を設置しながら、ごく少数の科目を試験科目とすることは、それらの科目を必置科目化することにつながりかねず、せっかく多様なカリキュラムを考案しつつある各法科大学院を画一化する方向に働きかねない。したがって、法科大学院において設置される専門分野の科目をある程度幅広く選択対象とし、そのうち1科目を選択する方式とすべきである。このように、新しい司法試験における選択科目の範囲はできるだけ広い方が望ましいが、学問的な重要性和各法科大学院のカリキュラム編成の動向をにらんで、ある程度の数に絞り込むことはやむを得ない。
- ・新司法試験の選択科目の決定に当たっては、法科大学院の教育との有機的連携が図れるよう、十分配慮されたい。
- ・プロセス教育なので、各法科大学院で履修していない科目を選択科目として選べないように、その科目を履修したかどうかチェックすべきである。
- ・「専門的な法律の分野に関する科目として」位置付けられている選択科目は、法科大学院を卒業した者又は予備試験を合格した者を受験者として予定しているのであるから、「専門的な法律の分野」といっても、必ずしも高度に専門化された分野と考える必要はないと思われる。公法系、民事系、刑事系の基本科目において学ぶものよりは専門性の高いもので比較的一般的なものが考えられているというべきであろう。
- ・試験科目として指定された授業科目のみが必修科目とならないよう、幅広く科目指定が行われること、また、学生自身が試験準備のため、自ら学修ができるような基本書、判例集などが出版されている科目が指定されることが望まれる。これは、法科大学院の授業では、必ずしも、当該授業科目全体を十全に講義するわけではなく、特に2単位の授業科目では、テーマを絞って講義が行われるためである。
- ・法律分野以外の例えば社会学、政治学、経済学など法曹としての知性を養う科目も考慮してもよいと思う。
- ・各法科大学院の個性や創意工夫及び学生の問題関心や志向を尊重する立場から、選択科目は幅広くいろいろな科目を含ませてよいものとする。もちろん、法曹という職業にとって必要なものでなければならぬし、その科目のスタンダードな内容が認められることや試験委員が確保できることなど、客観的な評価が可能であることがその前提条件である。
- ・選択科目を数多く設定していただきたい。新司法試験の選択科目が少数科目に限定されることになれば、法科大学院の学生の履修がそれに応じて偏っていくことが予想される。幅広い視野を持った法曹養成のためには、選択の幅を広げることが必要と思われる。

- ・ 21世紀の我が国社会における司法・法曹の果たすべき役割は、より多様で広くかつ重いものになろう。今般の司法制度改革は、この点を踏まえ、国民に対する多様なニーズに即した法的サービスを提供することができる法曹の養成を、その目的の一つとしている。新司法試験のいわゆる選択科目については、多様なニーズに応える法曹を養成するにふさわしい豊かな選択肢を提供することが留意されるべきである。新司法試験の具体的な内容が、法科大学院の教育内容について多大な影響をもつことが予想されるが、新司法試験のいわゆる選択科目において、多くの科目を提供することが、法科大学院における多様な展開・先端科目を学生が履修することに、つながるであろう。現代社会において極めて重要度が高まっており多くの法科大学院において開設が予定されている科目を学生が履修し、かつ多様なニーズに対応する多様な法曹を養成するためには、法科大学院の教育内容を踏まえる新司法試験において、豊かな選択科目の設定が配慮されるべきであろう。